※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

仙元隆一郎*編

商品の容器・包装の形態と「商品形態の模倣」

大阪地方裁判所平成14年4月9日判決　平成12年（ワ）第1974号
不正競争差止等請求事件，損害賠償等請求事件　一部認容，一部棄却（確定）
判例時報1826号132頁

牛　田　利　治**

【要　旨】

1．不正競争防止法2条1項3号にいう「商品の形態」とは，商品の形状，模様，色彩，光沢等外観上認識できるものをいうが，商品の容器や包装についても，商品と一体となっていて，商品自体と容易に切り離せない態様で結びついている場合には，同号の「商品の形態」に含まれると解すべきである。

2．不正競争防止法2条1項3号の趣旨は，費用や労力を投下して商品を開発して市場に置いた者が，これを回収するに必要な期間（最初に販売された日から3年間），投下した費用や労力の回収を容易にし，商品化への社会的意欲を高めるために，費用や労力を投下することなく先行者の開発した商品の形態を模倣する行為を規制することとしたものである。したがって，同号の保護を受けるべき者に当たるか否かは，当該商品を商品化して市場に置くに際し，費用や労力を投下した者といえるか否かを検討することによって決すべきことになる。そして，仮に甲，乙それぞれが，当該商品を商品化して市場に置くために，費用や労力を分担した場合には，第三者の模倣行為に対しては，両者とも保護を受けることができる立場にあることは言うまでもないが，甲，乙間においては，当該商品が相互に「他人の商品」に当たらないため，当該商品を譲渡等する行為を不正競争行為ということはできないというべきである。

〈参照条文〉不正競争防止法2条1項3号

【事　実】

1．事案の概要

本件は，原告会社（X）が被告会社（Y）に対し，Yが販売する「2本組ワイヤーブラシセット」につき，Xの商品の形態を模倣したものであるとして，不正競争防止法2条1項3号，4条に基づき損害賠償を請求した事案である（不正競争防止法以外の争点は割愛する）。Xは平成10年7月以降，Yに「2本組ワイヤーブラシセット」（X商品A，B）を販売し，Yは同商品を100円均一ショップを営む訴外Aに販売してきたが，Yは平成11年6月下旬ころから，Y商品A，同BをX以外の会社に対して発注し，訴外Aに販売するようになったため，XはYに対し，不正競争防止法2条1項3号，4条に基づき損害賠償を請求したものである。

* 同志社大学名誉教授　Ryuichiro SENGEN
** 弁護士・弁理士　Toshiharu USHIDA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2．争点１（「商品の形態」該当性）

ＸＹの商品は，縦形長方形の厚紙製台紙に，金属製ワイヤーブラシ及びナイロン製ワイヤーブラシを包み込むように成形されたブリスターパック（筆者注：中身が見えるようにした透明材の小型包装で，ギフトショップ等でぶら下げて陳列できるようにされたもの）からなる陳列用包装済商品である。商品自体は２本のブラシ（金属製ワイヤーブラシ，ナイロン製ワイヤーブラシ）であるが，台紙とブリスターパックによって包装された状態で陳列され，販売されるので，容器･包装の形態も，「商品の形態」に含まれるかどうかが争点となった。

3．争点２（「他人の商品」該当性）

⑴　Ｘ以外にＹも「商品を開発して市場に置いた者」であるかどうかが，争点となった。本判決の認定事実によれば，Ｘ商品Ａ，Ｂが商品化されるまでの経緯は，以下のとおりである。

⑵　Ｘは，海外の様々なメーカー等から素材となる道具類等を探し出し，その素材を日本向けにアレンジして新しい商品を開発し，それを日本の卸売業者や100円均一ショップ等の小売店に納入するという業務を行っていた。

⑶　本件商品Ａ，Ｂについては，Ｘは，中国で販売されていた３本ブラシセットを２本組セットにして100円均一ショップ向けの製品にし，Ｙに対して販売することを企画し，中国製の３本ブラシセットのブラシ本体について，ステンレスブラシ，真鍮ブラシ及びナイロンブラシをいずれも同じ大きさにし，またブラシのハンドル部分を1.5㎜から２㎜薄くし，その修正のための金型代の一部30万円はＸが支払った。Ｘは，Ｘ商品Ａ，Ｂの台紙のデザインを印刷会社に依頼し，印刷製版費用として７万2,000円を支払った。

⑷　Ｘ代表者は，日本語の読み書きが十分にできないこともあったため，印刷原版ができた段階でこれをＹ代表者に見せ，同代表者が同台紙のデザインが100円均一ショップで販売するのにふさわしいか，日本語による商品名，商品の特徴の表示，使用方法の説明書き，使用上の注意，Ｙの商品メーカーコード（4991203）等が正しく印刷されているかどうかを確認した上で，Ｘ代表者は，同原版を用いて台紙の印刷を発注し，Ｘ商品Ａ，Ｂを商品化した。

⑸　Ｘは，ＹからＸ商品Ａ，Ｂの注文を受けてから，製造業者に受注数量分の製造を依頼して，でき上がった製品をＹに納入したものであり，Ｘが在庫を抱えることはなく，他方，Ｙは訴外Ａに対して毎月数千個単位の数量を納品していたことから，Ｘから一括して仕入れたＸ商品Ａ，Ｂを在庫として抱え，その中から毎月Ａ社に納品していたと推認できる。

【判　旨】

1．争点１（「商品の形態」該当性）について

商品の容器や包装についても，商品と一体となっていて，商品自体と容易に切り離せない態様で結び付いている場合には，同号の「商品の形態」に含まれる。原告商品Ａ，Ｂは，その包装（台紙及びブリスターパック）が商品と一体となり，商品自体と容易に切り離せない態様で結びついており，このように包装された形態で市場に流通しているものであるから，原告商品Ａ，Ｂの包装は不正競争防止法２条１項３号にいう「商品の形態」に含まれる。

2．争点２（「他人の商品」該当性）について

不正競争防止法２条１項３号の保護を受けるべき者に当たるか否かは，当該商品を商品化して市場に置くに際し，費用や労力を投下した者といえるか否かを検討することによって決すべきことになる。甲，乙それぞれが，当該商品を商品化して市場に置くために，費用や労力を分担した場合には，甲，乙間においては，当該商

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

品が相互に「他人の商品」に当たらないため，当該商品を譲渡等する行為を不正競争行為ということはできない。原告及び被告が負担した費用，労力，リスクの程度を考慮すると，原告商品A，Bを商品化して流通に置くについて，原告のみがその費用や労力を負担したということはできず，被告においても一定の労力，リスクを負担したものと評価できるから，原告及び被告のそれぞれが費用や労力を分担したものというべきであり，原告商品A，Bは，被告にとって不正競争防止法2条1項3号の「他人の商品」に該当しない。

【研　究】

1．争点1（「商品の形態」該当性）について

(1)　商品の容器や包装の形態が，不正競争防止法2条1項3号の「商品の形態」に含まれるのかどうかという問題がある。小野昌延「不正競争防止法概説」175頁は，『本号の「商品の形態」には，「商品自体の形態」のみならず，「商品の容器・包装の形態」も入る。「気体・液体」や固体でも粉状のものは，「容器・包装」の形態と一緒に「容器・包装に入った気体・液体又は粉という商品の形態」として考えられる』と述べている。また出澤秀二・竹原隆信・名越秀夫・湯山孝弘・日野修男「不正競争防止法の実務」16頁は，一般的には，商品の容器や包装は商品の形態には含まれないが,「本体を特定の容器又は包装に入れて取引する商品のように，容器・包装を模倣することが商品の形態を模倣することと実質的に同一視できる場合」には，商品形態該当性を肯定できるとしている。

(2)　先行判例としては，大阪地判平成8年3月29日最高裁ホームページ（サンダル保全異議事件）があり，同判決では，『「商品の形態」は，通常，商品自体の形状，模様，色彩等を意味し，当該商品の容器，包装等や商品に付された商品説明書の類は当然には含まれないというべきであるが，商品の容器，包装等や商品説明書の類も，商品自体と一体となっていて，商品自体と容易には切り離し得ない態様で結びついている場合には，右にいう「商品の形態」に含まれるというべきである。』と述べており，本判決も上記判例を踏襲したものと考えられる。

(3)　本件では，ブラシ本体自体は,「同種の商品が通常有する形態」であり2条1項3号の適用がないとされた。しかし対象商品であるブラシは包装された状態で展示，販売されており，その包装の形状や包装上の記載はブラシに特有のものであって，実質的にみれば，包装されている状態で「商品」と観念できるものであった。また包装された状態での形態の実質的同一性については，XY間で争いはなかった。このような事案について，包装が商品自体ではないことを理由に商品形態の模倣を否定する結論をとるのは，常識的にみて妥当ではない。この観点から，本判決の結論に賛成する。

2．争点2（「他人の商品」該当性）について

(1)　甲，乙それぞれが，費用や労力を投下して，商品を市場に置いた者（本稿では，以下において,「開発者」ということがある）にあたるならば，両者とも不正競争防止法2条1項3号の保護を受ける主体であるから，甲，乙間においては，当該商品が相互に「他人の商品」に当たらないことは当然である（東京地判平成12年7月12日判時1718･127ミニゲーム機事件も同旨を述べる)。問題は，どのような事実関係があるときに，開発者と言えるのかという点にある。

(2)　本判決の認定事実によれば，Xは，中国製の3本ブラシセットのブラシ本体について，ステンレスブラシ，真鍮ブラシ及びナイロンブラシをいずれも同じ大きさにし，またブラシのハンドル部分を1.5㎜から2㎜薄くし,その修正のための金型代の一部30万円はXが支払い，X商品A，Bの台紙のデザインを印刷会社に依頼

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

し印刷製版費用として7万2,000円を支払っている。

(3) Yは，印刷原版をXから見せられて，同台紙のデザインが100円均一ショップで販売するのにふさわしいか，日本語による商品名，商品の特徴の表示，使用方法の説明書き，使用上の注意，Yの商品メーカーコード（4991203）等が正しく印刷されているかどうかを「確認した」にすぎない。したがってYが商品の形態について具体的提案をし，これによって本件商品の形態が決定されたものではないし，またYは商品形態自体の開発について費用を負担してもいない。

(4) しかし本件商品が日本国内で販売されるに至ったのは，XがYとの事前合意に基づき本件商品を開発しYに納入しYにおいて日本国内で販売したからであり，Yは大量の商品を在庫品として購入しリスクを負担していた。「市場に置かれた」ことに関してこのような経緯があり，本判決はこの点を考慮し，Yをも開発者と判断したと考えられる。

(5) この点に関しては，腕時計の具体的な形態・仕様を創作したのは製造業者であるが，製造業者と密接な関係がある販売業者が新規腕時計商品の企画を提案したという事案において，販売業者をも開発者と認めた東京地判平成11年6月29日判時1692・129（ファッション時計事件）がある。これは製造業者と販売業者が共同して商品を市場に置いた，と判断されたものとみることができる。

(6) 他方，東京地判平成11年1月28日判時1677・127（キャディバッグ事件）では，米国で開発・商品化され市場に置かれた商品につき，日本における独占的販売権を有し販路の開拓・拡大に資金と労力を投入した販売業者（原告）について開発者であることを否定している。この場合，否定されたのは，販売業者（原告）が関与する前に，すでに商品が市場に置かれていたからである。

(7) 以上から，判例上，「商品の開発・商品化をした者」というのは，商品の形態を開発した者に限られる趣旨ではなく，「商品が商品化され市場に置かれるに際し費用や労力を投下した者」という意義に解される。

(8) 開発者の定義として，一般に「自ら開発・商品化し市場に置いた者」という表現が使用されることがあるが，これだと「商品形態を自ら開発したことが必要である」との誤解を招きかねない。この点，本判決では「同号の保護を受けるべき者に当たるか否かは，当該商品を商品化して市場に置くに際し，費用や労力を投下した者といえるか否かを検討することによって決すべきことになる。」と注意深く端的な表現がなされており，注目すべき点である（下線は筆者が付した）。

（原稿受領日　2004年3月3日）